		Aptenodytes forsteri（コウテイペンギン）（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	五十メートル
		南極哺乳類及び南極鳥類（繁殖中のものに限り、*Macronectes gigenteus*（オオフルマカモメ）及び*Aptenodytes forsteri*（コウテイペンギン）を除く。）	十五メートル
		南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類（繁殖中のものを除く。）	五メートル
第六十八～七十二南極特別保護地区	（略）		
十一～十六　（略）			
第七十三南極特別保護地区	一・二　（略） 三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、*Aptenodytes forsteri*（コウテイペンギン）又は*Leptonychotes weddelli*（ウェッデルアザラシ）の集団から百メートル以内に近づかないこと。 四　（略） 五　原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、*Aptenodytes forsteri*（コウテイペンギン）の繁殖地又は*Leptonychotes weddelli*（ウェッデルアザラシ）の集団から九百三十メートルの範囲に着陸しないこと。 六～十四　（略）	
第七十四・七十五南極特別保護地区	（略）		

様式第六（第三十四条関係）

（表）

年　月　日発行

使用期限　年　月　日

		アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	五十メートル
		南極哺乳類及び南極鳥類（繁殖中のものに限り、マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）及びアプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）を除く。）	十五メートル
		南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類（繁殖中のものを除く。）	五メートル
第六十八～七十二南極特別保護地区	（略）		
十一～十六　（略）			
第七十三南極特別保護地区	一・二　（略） 三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）又はレプトニュコテス・ウェデルリ（ウェッデルアザラシ）の集団から百メートル以内に近づかないこと。 四　（略） 五　原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地又はレプトニュコテス・ウェデルリ（ウェッデルアザラシ）の集団から九百三十メートルの範囲に着陸しないこと。 六～十四　（略）	
第七十四・七十五南極特別保護地区	（略）		

様式第六（第三十四条関係）

（表）

年　月　日発効

使用期限　年　月　日